６級海技士（航海）3日間養成コースの乗船履歴の証明に関して

受験に必要な履歴

６級海技士(航海)養成コースの申請には、総トン数５トン以上の船舶に甲板員(又は小型船舶の船長)として１０年以上の乗船履歴が必要です。
ただし、履歴には、１５年以内に２年、５年以内に１日以上必要です。
残りの８年は、１５年以前の履歴でもかまいません。

試験申請に必要な書類

①船員手帳(雇入れの公認印がある事)、又は乗船履歴証明書及びその添付書類(下記参照)
②免状(小型)
③住民票(本籍記載、６ヶ月以内のもの)
④写真(３ｃｍ×３ｃｍが申請用に３枚(内１枚は予備身体検査証明書に貼付)、免許講習用に４枚、免状用に１枚、修了証・受講票に２枚の合計１０枚、裏面に氏名を記入してください。)
⑤身体検査証明書(6ヶ月以内のもの)
⑥認印(講習初日に委任状に押印していただきます)

※船員手帳は記載事項証明書、免状は原本証明書をもって代えることができます。(お勧めです)又はコピーを提出していただいておいて、試験当日係官に確認してもらうこともできます。

乗船履歴の証明の方法

①船員手帳をお持ちの方は船員手帳で証明します。
②船主で船員手帳をお持ちでない方は、乗船履歴証明書(実印が必要)にて証明することになります。その場合、第三者（証明してもらう期間中船舶を所有している方）に証明してもらうことが必要になります。(証明は相互に行ってもよいし、１人の方が複数の方の証明をしてもよい事になっています)
③船主で船員手帳をお持ちでない方は、上記②に加え、さらに自分自身の乗船履歴証明書も必要となります。(これには実印を押す必要はありません)
④雇用船員で船員手帳をお持ちでない方は、上記②と同じ方法で証明します。ただしその場合、第三者とは自分が雇用される会社(船主)に相当することになります。
⑤上記④の場合において、乗船が複数の会社(船主)の船にまたがる場合は、それぞれの会社(船主)の証明が必要です。
⑥上記④の場合において、乗船した船の所有者が複数の場合は、主たる船主（事務分担の多い方又は給料の支払い分担の多い方）が証明します。

乗船履歴証明書に添付する書類

①被証明者が乗船していた船舶の検査手帳の写し、又は漁船の場合は原簿謄本の写し
②第三者(証明者)の所有する船舶の検査手帳の写し、又は漁船原簿謄本の写し
③第三者の印鑑証明。ただし、②③に関しては、１人の方が複数の方の証明をする場合は１部のみ本物があればよく他はそのコピーで済ませることができます。
④乗船が複数の船にまたがる場合は、それぞれの船の検査手帳の写し、又は漁船原簿謄本の写しが必要です。

尚、試験申請書の提出期限は定期試験の場合は試験開始日の 14 日前、臨時試験の場合は同じく 10 日前となっていますが、作成時間並びに書類不備の場合を考慮しまして、20日前(受講申込締切日)までに当学院に提出して下さい。